令和3年度 第1回 教育に関する事務の点検・評価委員会

日時:令和3年11月26日(金)午後6時40分~

場所: 豊島区役所8階 教育委員会室

W t	tata T
【次	第
1//X	₽

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介
- 3 事務局紹介
- 4 教育長挨拶
- 5 委員長選出
- 6 議 事
 - (1) 教育に関する事務の点検・評価の実施について
 - (2) 令和2年度評価実施事業 取り組み状況報告
 - (3) 評価対象事業のヒアリング及び質疑応答 「ICT環境の整備」
- 7 閉 会

【資料】

1.	教育に関する事務の点検・評価の実施について・・・・・・・・・(資料1)
2.	令和2年度評価実施事業 取り組み状況報告・・・・・・・・・・(資料2)
3.	令和3年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート「ICT環境の整備」・・(資料3)
4.	教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱・・・・・・・・(参考資料1)
5.	教育に関する事務の点検・評価実施要綱・・・・・・・・・・(参考資料2)

令和3年度 教育に関する事務の点検・評価委員

任期:令和3年12月26日から令和4年3月31日まで

氏名	ふりがな	備 考
美谷島 正義	みやじま まさよし	2014年~ 東京女子体育大学・東京女子体育短期 大学 教授 公立中学校4地区4校勤務後、市教委・都教委の 指導主事、地区教育委員会指導室長、東京都教 育委員会主任指導主事(生徒指導担当)後、区立 中学校長2校勤務後 現職。
木村 文香	きむら ふみか	2016年~ 東京家政学院大学で、准教授として専門科目と教職課程の授業を担当するほか、同大学の学生支援センター長を務める。
岩井 由美子	いわい ゆみこ	2016年~ 2020豊島区立仰高小学校PTA執行部役 員を務める。

【豊島区教育委員会事務局 出席者名簿】

【事務局】

	職名	氏名
1	教育長	金子 智雄
2	教育部長	兒玉 辰哉
3	庶務課長	樋口 友久
4	教育施策推進担当課長	坂本 大
5	学務課長	星野 良
6	放課後対策課長	小野 義夫
7	学校施設課長	宇野 貢彰
8	指導課長	佐藤 明子
9	統括指導主事	丸山 順子
10	統括指導主事	関根 憲一
11	教育センター所長	野崎 徳道

[※]公務により出席できない場合は、他の職員が代理で出席する場合があります。

【担当】

	所属	氏名
1	庶務課教育計画グループ	石崎 恭司
2	庶務課教育計画グループ	松山 美代子
3	庶務課教育計画グループ	岡﨑 龍馬

教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 根拠

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の前年度の執行状況等について毎年度点検及び評価する。

豊島区教育委員会が評価対象として指定した事務事業の執行と施策に関連する学校の取組 みの状況とを合わせて、施策の推進に有効に機能しているか点検・評価する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知 見の活用を図るものとする。

2 委員会の設置目的

点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による委員会を設置する。

3 評価方法及び評価の視点

豊島区教育委員会が指定する事業の効率性・有効性を点検・評価する。評価の視点は、以下のとおりとする。

- ① 施策を構成する各事業が効率的に執行されているか。
 - ・適正な経費で、最大の効果を挙げることができたか
 - ・効率的な手法・手段となっていたか
 - ・計画に即して円滑に事業を執行できたか
- ② 事業構成は施策の目的に照らし合わせて必要かつ十分であるか。
 - ・目的の妥当性、区民・教員等のニーズはあるか
 - ・時代の要請に適応した事業内容となっていたか
 - 対象とする範囲は適正であったか
- ③ 事業内容は施策に対し、有効に働いているか。
 - ・目標とする効果・成果をあげることができたか
 - ・児童生徒の教育上、真に有効な取り組みであったか
 - ・活動指標、成果指標の目指す方向性に即した取り組みであったか

また、効率性・有効性の評価は以下の3段階とする。

(効率性の評価)

A 高い・・・実施手法は適切で、見直しの必要はない

B 適正・・・実施手法は概ね適切である

C 低い・・・見直しが必要である

(有効性の評価)

A 高い・・・区民・教員等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている

B 適正・・・一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている

C 低い・・・区民・教員等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である

4 評価票及び評価の指標

評価にあたっては、別紙1事業分析シートを用いる。各事業の指標は、施策の目的に向けた進捗度や達成度を図り得るものを選定する。

5 令和元年度の委員会開催日程について

○ 委員会日程

	日時	内 容
第1回	令和3年11月26日 (金) 18:30~20:30	・昨年度点検・評価対象事業の評価後の取組み状況報告・対象事業の説明、質疑、審議、点検評価① ICT環境の整備
第2回	令和3年12月3日 (金) 18:30~20:30	・対象事業の説明、質疑、審議、点検評価 ① 学校の働き方改革の推進 ② コミュニティスクールの導入 ・教育活動の充実
第3回	令和3年12月27日 (月) 9:00~12:00	 ・対象事業の説明、質疑、審議、点検評価 ① 区立幼稚園の認定こども園化の検討 ② 学校施設環境改善交付金対象事業 (千登世橋中学校) ※施設見学を実施する可能性があります。
第4回	令和4年1月26日 (水) 18:00~20:00	・点検・評価報告書確認、今年度のまとめ

6 評価の流れ

- (1) 第1回~第3回で、評価対象事業(5事業)にかかる質疑・審議会を終える ただし、第3回までに審議を終えることが出来なかった場合には、別途審議予備日に 審議する事を可とする。
- (2) 第1回~第3回の会議終了後、各委員に個々の事業についての評価を、別紙2評価票 に記載頂き、事務局に提出頂く。(1月中旬ビ)
- (1) 各委員から提出頂いた評価票を事務局でとりまとめ、各事業についての報告書を作成する。
- (2) 事務局が作成した評価票を各委員にメールで送付し、内容を確認、加筆修正頂く。 ※ 評価確定のため、各委員と事務局との協議が必要な場合は、別途評価にかかる協 議の場を設定する。(オンライン会議での協議も視野に入れております。)
- (5) 第4回(1月26日)に委員長より評価結果の報告を頂くとともに、各委員からご意 見、講評を頂く。

令和3年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

資料1別紙1

=	事業名			担当課				
1.事	業概要及び理							
Ť								
事	事業の目的							
	どのような)							
大	態にしたいか							
	- NI - 1 - 5							
対	事業の対象 象となるヒト・							
	モノ							
	事業の概要							
-	事業の手法)							
	L+ -++ - ->							
	基礎データ 和田老笠							
	利用者等 の情報							
豊島	は	2019における位置付け						
	根拠法令			事業開始年度				
	2年度に							
	実施した							
H ₁₇	取組内容 							
取組状況								
大 记 記								
		指標	目指す 方向性	単位 単位 (実績)	元年度(実績)	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)
		①						
	活動 指標	2						
		3				1		

(前	(前頁より続き)1.事業概要及び現状												
			指標	目指す 方向性	単位	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度(計画)			
	達成状	成果											
	状況	指標	2										
			3										

2.	事業	養の推移								
	単位	※額の項目:千円 〕			30年度	元年度	令和2	2年度	令和:	3年度
	金	陰額の項目:千円 ∫			決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)
	事業費 A									0
		国、都支出金								0
	小小	使用料•手数料		В						0
		地方債・その他								0
	п/V	一般財源	C=A-	-В	0	0		0	0	0

	- 神野なが今後の大点性								
3. 課題及び今後の方向									
課	題								
課題への対 及び今後の	^{讨応策} 方向性								

令和2年度評価実施事業 取り組み状況報告

- 内 容 令和2年度に実施した教育に関する事務の点検・評価における意見に 対する現時点での取り組み状況について報告する。
- 1 教員の研修
- 2 不登校対策事業の強化
- 3 外国人の就学対策
- 4 子どもスキップ運営事業
- 5 学校施設整備の補助金

教員の研修

- (1) 今後は、各教諭や指導主事の個人の力量に頼らず、特に若手職員が知りたいことを、適切なタイミングで「気軽に」聴いたり、学んだりできるような、情報交換・情報収集ができるシステムを、より強固なものとして整備されることを期待したい。 その際、学習情報センターのさらなる活用を具体的な策として取り入れるとともに、教員の負担軽減を図るような策を講じていただきたい。
- (2) 校長が行う教員の勤務評定の結果と照合できる工夫を加えることで、教育委員会も人事考課制度の成果と課題を把握することができるのではないか。
- (3) 教員研修の内容が多岐にわたっている以上、他の事業の成果との整合性や妥当性を考えながらの、評価システム作りが必要であり、そのような評価システムができた上で、教員研修の成果、 有効性をより詳細に判断できるため、教育現場への還元が見えやすくなるのではないか。
- (4) 研修事業体系については十分有効であることがわかったが、教育ビジョン 2019 と研修内容との関連については、特にキャリア教育研修の位置づけについて、その位置づけを見直すことで、より深いキャリア教育の実施につながり、児童・生徒がより豊かなライフプランを展望できるようになるのではないかと考える。
- (1) 令和3年11月に、教員にも一人1台タブレット PC の配布が完了したことにより、オンラインを活用した区主催の教員研修を積極的に実施できるようになった。(令和3年度は全研修の 59.2%)

受講した教員からは、研修会場に移動することなく自校で受講できる、負担が軽減されたとの声が多く聞かれている。また、事前課題として表計算ソフトに入力したデータや講師資料等をオンラインで共有できるので、対面よりも詳細に情報交換・情報収集ができると好評である。

今後は、研究後もその内容をだれでも、いつでも閲覧できるような、研修ファイルなどを整備する とともに、オンライン研修の成果を検証してタブレットを活用した研修を推進していく。

- (2) 校長が行う教員の勤務評定の結果を直接、研修内容に反映していくためには、どのように情報を管理し活用していくのかを明確にする必要がある。引き続き、各校における人材育成計画案を校長から丁寧にヒアリングし、受講者にとって有効な研修となるよう、受講者本人及び学校に助言をしていくとともに、研修内容に反映してことについても検討する。
- (3) オンライン研修の実行が可能になったことにより、全ての研修にオンラインを導入することの有効性を探っていく必要がある。他の事業との研修講座の設定基準や研修内容に応じた評価が行える手立てを、今後も実践・検証していく。
- (4) キャリア教育については、進学先や職業選択に重点を置いた研修内容にならないよう、令和2年度から全校で作成・活用している「キャリア・パスポート」についての研修を行った。また、キャリア教育の概念を教員が深められるよう、実社会でキャリア・プランニングに携わっている企業人を講師として招いた研修を行った。

今後は、研修により、教員がキャリア教育についての見識を深めるのではなく、地域や NPO 等とも連携し、学校と地域人材が日常的に交流し一緒に活動する中で、児童・生徒に生き方を考えさせるきっかけを与えていきたい。

見

意

取組状況

不登校対策事業の強化

- (1) 情報収集や共有のシステムが構築されているため、今後は登校支援シートや欠席者一覧表をより活用できるシステムづくりが、不登校の未然防止と初期対応の充実につながると考える。これらを教育センターに集約し、専門家を交えたチームで検討し、各校を支援するなどの方法によって、間接支援の場としてのセンター機能を充実させていくことが期待される。その際、小・中間での連携のみならず、幼稚園、保育所、学童クラブといった多様な機関との連携も視野に入れていただきたい。心理検査を実施し、各学校が児童・生徒相互の人間関係づくりに役立てていることは評価できるが、教育委員会の力強いリーダーシップの下で、各学校間の情報交換やいじめに対する様々な指導方法などを提示していくことが必要ではないかと思う。さらなる努力に期待する。
- (2) 今後は体験活動だけでなく活動後の振り返りを行うことで子供自身に「自己を見つける」機会を多くつくることが大切ではないか。ソーシャルスキル・トレーニングをプログラムに組み込むことも必要と考える。
- (3) 適応指導教室を利用した生徒の内、中学校卒業後の相談体制のシステムの可視化も重要だと感じた。
- (4) 「不登校の解消」すなわち「進学先の決定」「登校支援」ではなく、当該児童・生徒にとって最善の学校生活を考え、一貫して支援し続ける体制づくりが必要だと考える。
- (5) そのためには、教育センターが中心となり、子ども若者総合サポートセンターや、福祉、保健領域 など、多様な機関と連携したシステムがわかりやすい形で稼働することが重要になる。
- (6) 分析シートでは、小学生への対応の充実が課題として、記載されていたが、適応指導教室の役割を再確認し、教科教育と学校生活、それぞれの側面を見守り育てるために必要な役割分担を教職員の中で行い、常勤の教職員を充実させ、適応指導教室内での小中連携を充実させるのも1つの解決策だと考える。
- (1) 令和3年度より設置した豊島区教育委員会不登校対策委員会において、「新規発生数を抑制することで不登校数の減少を目指す」方針が示され、抑制のため「不登校を生まないための集団指導(ガイダンス)」と「兆しが見えた時の個別支援(カウンセリング)」とを教員が学校現場で確実に行う方向に不登校対策が進んでいる。「継続数を減少」が主にならざるを得なかった教育センター単体の不登校対策から、教育委員会としての力強いリーダーシップの下で指導課や教育センターが協働し学校に指導方法などを提示していく不登校対策へと、不登校対策の強化を図っていきたい。また、学校内で不登校対策会議を実施することを通して各校の不登校対策を支援するとともに、教育センターよりLGS(小学校低学年支援)を派遣し幼稚園等の連携を図っていきたい。
- (2) 適応指導教室では、令和 2 年 6 月からソーシャルスキル・トレーニングを実施しており、今後も不登校に至る「要因の解消・改善」を目的とした各種取り組みの授実を図っていきたい。
- (3) 中学卒業後も心理的ケアが必要な生徒については、卒業前に相談機関に繋いだり相談先を紹介したりする等、保護者とも連携したうえで個別の課題に応じた対応の充実を図っていきたい。

意見

外国人の就学対策

- (1) 今後は、通訳等のマンパワーだけでなく、翻訳ソフト等 ICT の活用も臨機応変に取り入れることによって、より現場のニーズに即した対応が可能になるよう、教職員への研修や情報提供、情報交換など、学校をバックアップしていくためのシステムの充実も必要である。
- (2) また、中国語や英語といった特定の言語、文化への対応だけではなく、「豊島区民として必要なこと」「豊島区の学校で学ぶうえで必要なこと」をベースとして、「足りない部分を補う合理的配慮」という観点での対応も重要であると考える。
- (3) さらに、先述の教育センターと連携した日本語教室における指導時には、最大の課題となっている就学相談を併せて実施することで、その解決に資するものと考える。
- (4) 子ども達が、お互いの背景や文化を尊重し合いながら共に学ぶ環境は、より深い人間教育へと つながるため、引き続き、継続的な取り組みに期待する。
- (5) 入学案内を日本語のほか英語、中国語版を作成し配布しているが、本区に在住する外国人の国籍を考慮すると、十分に対応しているとは言い難い。今後は、多文化共生の推進を標榜する豊島区として、区役所全体で本区に在住する外国人の国籍に応じた言語でのホームページやパンフレット等を作成する等の対応が必要である。ただし、対応すべき言語が多岐にわたるため、該当する外国語での表記や通訳の導入にこだわらず、ローマ字での資料の作成や、いわゆる「やさしい日本語」の導入により、理解が可能な外国人児童、生徒の保護者が増える可能性が期待できる。柔軟な対応に期待したい。
- (1) グーグル翻訳アプリを実際に使っている先生もいる。最新の翻訳ソフト等の状況や使い勝手なども継続して情報収集するとともに、学校現場で有効となりそうなものについては、積極的に情報提供するなど、学校をバックアップしていくためのシステムの充実を図っていきたい。
- (2) 中国語や英語といった特定の言語、文化への対応だけではなく、本区に在住する外国人の二一 ズや先進自治体の取り組み状況などを積極的に情報収集しながら、外国人の就学対策の充実を 図っていきたい。
- (3) 教育センターの日本語指導教室に通う児童・生徒には、在籍校での生活がスムーズに送れるよう、引き続き、指導についての工夫を行っていく。また、学校生活等に不安を抱える保護者に対しては、学校で悩みを聞いたり、教育センターの教育相談を紹介したりするなど、適切な支援を図っていきたい。
- (4) 給食をはじめとする宗教や文化への対応など、引き続き、外国籍児童・生徒が安心し、継続して 学び続けることができる環境の整備に努めていきたい。
- (5) 入学案内は、日本語のほか英語、中国語版の作成にとどまっており、本区に在住する外国人の 国籍に対し、十分な水準にはなっていないが、わかりやすい日本語表記や、ふりがなを全文に記 載するなどの取り組みを行っている。今後も、引き続き、本区に在住する外国人の国籍を十分考 慮に入れながら、年々、工夫を重ねていきたい。

意見

取組状況

子どもスキップ運営事業

- (1) スキルの高い常勤職員が充実して継続的に配置し、人員体制を充実することが、スキップ事業の効率をより高めていくと考える。
- (2) 子どもスキップは子どもたちにとって「生活の場」であるため、学校では拾いきれない部分に気づく ことのできる場所であり、学校不適応や虐待といった児童の不調に気付くことができる、いわばゲ ートキーパーとしての役割も担える場所である。そのため、特別な配慮が必要な児童への対応も 必要となる、このような役割や対応については、学校との密接な連携だけでなく、定期的なコミュニ ケーションをとるなどの体制づくりが必要である。今後はより強固な学校との連携システム作りと連 携の実績を上げていくことに期待したい。

意見

- (3) 事故対応に関して、マニュアル等を作成し、研修や OJT による職員の能力を高める工夫が見られた。しかし、一定の事故が発生していることは、課題があることを示していると考える。数だけでなく、事故の内容や発生状況についても精査が必要である。事故はいつ何時どのような形で訪れるか予測できない要素があるが、小学校にはそのノウハウがあるであろうことから、常に小学校と連携し、新しい情報を収集しながら省察を繰り返すようお願いしたい。また様々な視点からの環境整備も事故の減少のためには重要であると考える。
- (4) 生活のプロとしての職員の他に、遊びのプロとしての職員を配置することで、職員の役割分担が可能となり、負担感少なく快適な環境を提供できると考える。イベント的に「プロの遊び」を取り入れるのではなく、恒常的に「プロの遊び」を提供することは、日常の安定だけでなく、将来的な余暇活動の充実にもつながる、これらの実現には、常勤職員の人数の充実、研修の充実が必要である。
- (1) 令和3年度は正規指導員が1名増員された。

正規指導員及び学童指導員(会計年度)はスキル向上と資格取得のため、放課後児童支援員認 定資格研修へ順次参加し、既に9割が資格を取得している。

今後も教育ビジョンを念頭に、正規指導員及び学童指導員を継続的に配置し、人員体制を充実出来るよう、人事課、財政課と協議・交渉を粘り強く続けていく。

なお、令和3年11月現在、学童指導員の欠員は1名のみとなっている。

- (2) 特別な配慮が必要な児童への対応強化のため、スクールスキップサポーターを全施設に配置し、 学校から放課後まで、切れ目のない支援体制を敷いている。令和3年度は、児童の不調にいち早 気付くことができる、ゲートキーパーとしての役割を果たすべく、王子特別支援学校の巡回指導教 諭との連携、また、スクールスキップサポーターのOJT 研修を強化した。
- (3) 各施設からのヒヤリ・ハット報告を受け、毎月の所長会で共有することで事故防止に繋げている。 事故の内容や発生の際は防止対策を伴う報告を義務付けている。また、校庭での児童見守り時 の職員配置図やマニュアルを作成し、ブロック毎に情報交換を実施し新しい情報を収集しながら省 察を繰り返している。

	(4) 感染状況の落ち着いた 11 月より放課後子ども教室も段階的に再開させ、子どもの日常の安
	定を図ると同時に、恒常的な「プロの遊び」を提供できる環境へと改善を図っている。
取	今後も、正規指導員、学童指導員の人数を充実させると共に、研修を強化し、子どもたちがさら
組 状	に、安全・安心して活動できる放課後の居場所づくりを目指していく。
況	なお、各施設の活動を内外に発表・PR する「子どもスキップまつり」を、コロナ禍でも中止すること
	なく実施。施設毎の生活や遊びを積み上げるかたちで映像化し、小学校で活用中のタブレット端末
	にて視聴できるよう子ども目線での工夫を凝らした。
	学校施設整備の補助金
	(1) 今後も引き続き、機器のメンテナンス、光熱費等にも留意しながら、予算の適切な運用を図ってもら
	いたい。
意見	(2)(全小学校の体育館に冷暖房設備や、トイレの改修は、)冬期における学校行事や地域行事をより活性化させるだけでなく、児童の体育授業中の事故防止にもつながり、安全面における学校の指導を支援する効果ももたらされる。今後も、こうした副次的効果のある取組みに期待したい。
	 画的な改修・修繕を行っている。
取	
組	 (2) 豊島区の小・中学校の現状と課題を踏まえ、国庫補助金のメニューや他自治体の先進事例なども
状	参考にしながら、老朽化対策、安全面強化、学校教育支援強化など総合的な改善が図れるような
況	取り組みを検討していく。

令和3年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

庶務課

担当課

資料3

1. 事業概要及び現状 事業の目的 校務支援システムの活用により校務にかかる時間が短縮され、教員の子供と向き合う時間を増加させる。 どのような) 学習ICT環境の整備及び活用により、個別最適化された学びを持続的に実現する。 状態にしたいか 事業の対象 ´対象となるヒト・∥区立小・中学校の児童・生徒、区立小・中学校の教職員 モノ |21世紀を生きる子供たちに求められる力を育む教育を行うために、授業において電子黒板やタブレットパソコン 事業の概要 などICT機器を効果的に活用するとともに、校務の効率化を進めるため校務用パソコンを有効に活用するなど、 事業の手法 ||学校ICT環境を充実させる。 ・児童・生徒数及び学級数(令和3年5月現在)、教員数(令和3年4月現在) 基礎データ 小学校 児童数 9,055人 学級数 3233学級 教員数 523人 中学校 生徒数 2,675人 学級数 84学級 教員数 178人 利用者等 ・児童生徒用のタブレットパソコン(令和2年度末時点) 11,610台 の情報 ・校務用パソコン(令和2年末度時点) 988台 豊島区教育ビジョン2019における位置付け基本方針2.確かな学力の育成 基本施策2. 学びの応用力の伸長 小•中学習指導要領(文部科学省) 平成 30 年度 以降の学校における ICT環境の整備方針(文部科 事業開始年度 根拠法令 学省)及びGIGAスクール構想 1. ICT機器等の整備 (1)学習環境 ①タブレットパソコンを児童・生徒に対して一人一台体制、電子黒板、実物投影機等の整備を行う。 ②ICT機器を有効に活用できるように、校内全域で無線 LAN 環境を整備する。また、タブレットパソコンは、 自宅における学習環境を確保するためLTEによる通信環境を整備する。 (2)校務環境 ①成績処理、通知表作成、出席管理などの処理ができる校務支援システムを導入する。 ②校務パソコンを整備する。 2年度に 2. ICT支援員の活用

取組状況

実施した具体的な取組内容

- (1) 教材作成、ICT機器の操作支援、授業の立会いなどのサポートの他、校務業務の支援を行うため、ICT支援 員を各校に派遣する。
- (2) 問合せに対応するためのヘルプデスクを設置し、電話での問い合わせ対応の他、必要に応じて学校を訪問して授業支援を行う。
- 3. 教材等の活用

ICT環境の整備

事業名

- (1) ICT機器やデジタル教材を使い、子供たち一人一人に合った学習を進める。
- (2) 各校で作成した教材等を共有し、効果的・効率的な授業を進める。問合せに対応するためのヘルプデスクを設置し、電話での問い合わせ対応の他、必要に応じて学校を訪問して授業支援を行う。

			指標	目指す 方向性	単位	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)
	活動 指標	1	サポート訪問回数	∕増加させる	口	247	290	720	720	900
		2	教職員へのICT機器活用、情報セ キュリティ研修	→維持する	口	5	5	5	0	8
		3								

(南	(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状										
	達成状況	成甲	指標		目指す 方向性	単位	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (計画)	2年度 (実績)	3年度 (計画)
			1	校務の負担軽減(1日あたりの事務 処理時間の削減)	→維持する	分	46	46	46	46	46
		成果 指標	2								
			3								

2.	事業	費の推移							
	単位			30年度	元年度	令和2年度		令和3年度	
	金	〔金額の項目:千円〕		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R1決算比)
	事業	費	Α	298,104	360,812	1,604,266	1,486,240	627,500	-858,740
		国、都支出金					1,088,191	2,042	-1,086,149
	財源	使用料•手数料	В						0
	内訳	地方債・その他					2,104		-2,104
	ц/ζ	一般財源 C=A-	В	298,104	360,812	_	395,945	625,458	229,513

3. 課題及び今後の方向性	
	① 校務環境については、インターネットと校務支援システムを分離する環境が5月に稼働し、セキュリティの向上が達成された。課題は、安定運用に向けて導入したシステムを含めた体制を構築する必要がある。 ② 学習環境については、10月に中学校の、11月に小学校の教員に対してタブレットPCの配付が完了し一人一台体制が構築できた。課題は、児童・生徒の学習の機会の確保を進めるため、ICT支援員の支援等の教員のICT環境を利活用した学習環境の構築に向けた取り組みの支援を推進する必要がある。また、電子黒板等の周辺機器の老朽化が著しく、整備について速やかに進める必要がある。
課題への対応策 及び会後の方向性	① 校務環境については、メールの受信時において添付データをシステム管理者を介さなければ取得できない事例が確認されており、コンピュータによるシステム処理で業務が完結できる仕組みを構築する必要がある。 ② 学習環境については、文部科学省が示している基準を参考にして、ICT支援員の配置を現在の各小・中学校あたり月2.5回を増やして、教員に対する支援環境を強化する。また、大型提示装置については、壊れている機器については早急に入れ替えを行い、方向性としては大型提示装置の安定した利用環境を整備する。

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成20年6月10日 教 育 長 決 定

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際 し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に 関する事務の点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
 - (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 学識経験者 1人
 - (2) 学校経営経験者 1人
 - (3) 区民 1人
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職 務を代行する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

- 第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って 定める。

附則

- この要綱は、平成20年6月10日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年6月23日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成 2 0 年 6 月 1 0 日 教 育 長 決 定 改正 平成 2 4 年 6 月 4 日 改正 平成 2 5 年 6 月 2 7 日 改正 平成 2 7 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(平成19年法律第97号)の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

- 第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。
 - 2 前項に規定する点検・評価の観点は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 効率性(実施方法とコストの視点)
 - (2) 有効性(設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与)

(点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において 活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。 附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。